

令和7年4月18日 岡山県公報 第12694号

◎岡山県告示第二百十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、同条第二項に規定する指定公金事務取扱者に公金事務を次のとおり委託した。

令和七年四月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
株式会社電算システム
岐阜県岐阜市日置江一丁目五八番地
- 二 指定をした日
令和七年四月一日
- 三 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
岡山県がコンビニエンスストアを利用して収納する使用料、手数料及び狩猟税
- 四 委託をした日
令和七年四月一日
- 五 公金事務を取り扱う期間
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで